

令和7年度

通常集会

令和7年6月28日（土）

柏崎市健康管理センター 集団指導室

公益社団法人新潟県看護協会

柏崎支部

通常集会プログラム

日 時 令和7年6月28日 (土) 12時30分～15時00分
会 場 柏崎市健康管理センター 集団指導室

12:30

開会
資格審査
あいさつ

12:40

【第1部】 報告及び決議

議長団選出
議事

1. 令和6年度 柏崎支部役員・委員合同会議報告
2. 令和6年度 活動報告
 - (1) 事業報告
 - (2) 職能委員会報告
 - ア) 保健師職能委員会報告
 - イ) 助産師職能委員会報告
 - ウ) 看護師職能委員会報告
3. 令和6年度 決算報告
4. 議案審議
 - (1) 令和7年度 活動方針(案)・事業計画(案)について
 - (2) 令和7年度 予算(案)について
5. 新役員選挙
6. 新旧役員あいさつ

13:30

【第2部】 研修会

15:00

閉会

I. 令和6年度 柏崎支部役員・委員合同会議報告

	開催日	内容
1	新旧役員引き継ぎ会 令和6年6月15日	通常集会終了後、新旧役員引き継ぎ会実施
2	第1回 役員・委員合同会議 令和6年8月9日	1 報告事項 ・新潟県看護協会理事会 ・研修会評価 6月15日「災害医療・看護のあれこれ～リスクを知って備えよう」について 2 検討事項 ・令和6年度事業計画と役割分担 ・会員の募集活動について（意見交換）
3	第2回 役員・委員合同会議 令和6年9月13日	1 報告事項 ・新潟県看護協会理事会、支部長会議 ・支部職能代表者会議 2 検討事項 ・中学生看護体験について ・通常集会後の研修会について（意見交換）
4	第3回 役員・委員合同会議 令和6年11月8日	1 報告事項 ・新潟県看護協会理事会 ・中学生看護体験評価 2 検討事項 ・令和7年度活動計画について
5	第4回 役員・委員合同会議 令和7年2月14日	1 報告事項 ・新潟県看護協会理事会 2 検討事項 ・職能研修会について ・令和7年度活動計画について
6	第5回 役員・委員合同会議 令和7年4月11日	1 報告事項 ・新潟県看護協会理事会 ・職能研修会評価 2月22日「災害食づくり～パッククッキングに挑戦～」について 2 検討事項 ・令和7年度役員・年間活動内容について ・令和7年度通常集会について

柏崎市健康管理センターで実施

Ⅱ. 令和6年度活動報告

1 事業報告

(1) 会員の教育・研修

ア. 柏崎支部通常集会研修会

日 時 令和6年6月15日(土) 13:30~15:00
会 場 柏崎市健康管理センター 集団指導室
テーマ 「災害医療・看護のあれこれ〜リスクを知って備えよう〜」
講 師 日本DMAT 隊員 厚生連柏崎医療センター看護師長 行田由香様
参加者 新旧役員及び参加希望者 28名

イ. 三職能合同研修会

日 時 令和7年2月22日(土) 11:00~13:00
会 場 柏崎市中央地区コミュニティセンター 調理実習室
テーマ 「災害食づくり〜パッククッキングに挑戦〜」
講 師 柏崎市食生活改善推進員 岡嶋洋子様 添田敦子様 下條幸子様
参加者 役員及び参加希望者 22名

(2) 組織強化・広報活動

中学生看護体験

日 時 令和6年10月26日(土) 9:30~12:00
会 場 国立病院機構新潟病院附属看護学校
内 容 手洗い、おむつ交換、包帯、点滴、AED、聴診・ナース服での撮影
参加者 10名

(3) 運営に関する会議

ア. 支部関係

・支部通常集会	1回
・役員、委員合同会議	5回
・教育委員会	5回
・推薦、広報委員会	6回

イ. 県看護協会関係

・理事会	7回
・支部長会議	3回
・職能代表者会議	3回

(4) 関係機関等への委員の派遣

・在宅医療介護支援推進センター運営協議会	2回
・中越地域医療構想調整会議	2回
・柏崎刈羽地域看護職員代表者会議	2回
・柏崎防災会議	1回

2 職能委員会報告

(1) 保健師職能活動

保健師職能委員会 三職能合同研修会の実施 (2/22)

(2) 助産師職能活動

助産師職能委員会 三職能合同研修会の実施 (2/22)

(3) 看護師職能活動

看護師職能委員会 三職能合同研修会の実施 (2/22)

収支決算書

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(公社)新潟県看護協会 柏崎支部

(単位:円)

勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合計	
収 益	支部受取会費	111,250	111,250	222,500
	参加料収入			
	負担金収入			
	受取寄付金			
	受取利息	287		287
	支部活動費収入	333,000		333,000
	雑収益			
	収益計(A)	444,537	111,250	555,787
費 用	報酬	44,621		44,621
	旅費交通費	2,500	204,220	206,720
	通信運搬費	110	21,104	21,214
	消耗品費	5,554	2,843	8,397
	修繕費		142,000	142,000
	印刷製本費		77,654	77,654
	光熱水費			
	賃借料	3,300	5,170	8,470
	需用費		2,147	2,147
	租税公課	225	600	825
	委託費	4,482		4,482
	渉外費			
	研修費		4,280	4,280
	雑費		102,860	102,860
費用計(B)	60,792	562,878	623,670	
利益(A-B)	383,745	▲451628	▲67883	
期首残高	1,309,316	▲1008967	300,349	
期末残高	1,693,061	▲1460595	232,466	
期末残高内訳				
勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合計	
現金	0	0	0	
預金	1,693,061	▲1,460595	232,466	
未収会費	0	0	0	
合計(C)	1,693,061	▲1460595	232,466	
未払金	0	0	0	
合計(D)	0	0	0	
差引(C-D)	1,693,061	▲1,460595	232,466	

Ⅲ. 令和7年度活動方針（案）

- 1 地域包括システムの推進に向け、看護職種間の連携を深め、地域住民が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるまちづくりに貢献する。
- 2 柏崎刈羽地域の医療・介護の連携を図り、多職種が顔と顔が繋がる関係作りを推進する。
- 3 会員の資質向上と会員相互の親睦を深める。
- 4 日常業務の中で良質な看護サービスの提供を通し、住民から「看護・看護職の役割」について理解を深めてもらう。

令和7年度事業計画（案）

- 1 会員の教育・研修
 - (1) 研修会
 - (2) 職能委員会活動

- 2 組織強化・広報活動
 - (1) 未加入者への勧誘・研修案内等
 - (2) 中学生看護体験

- 3 運営に関する会議
 - (1) 柏崎支部
 - ア. 通常集会 1回 6月28日（土）
 - イ. 役員、委員合同会議 年間5回 7月、9月、11月、2月、4月
 - ウ. 保健師・助産師・看護師職能委員会 必要時
 - エ. 各委員会 必要時
 - (2) 県看護協会
 - ア. 県看護協会通常総会への出席
 - イ. 理事会、支部長会議への出席
 - ウ. 各職能代表者会議への出席
 - (3) 日本看護協会関係
日本看護協会通常総会への出席

- 4 関係機関等への委員の派遣
 - (1) 在宅医療介護支援推進センター運営協議会
 - (2) 中越地域医療構想調整会議
 - (3) 柏崎刈羽地域看護職員代表者会議
 - (4) 柏崎地域医療等連携懇談会
 - (5) 柏崎市防災会議

令和7年度 収支予算書(案)

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日 (公社)新潟県看護協会 柏崎支部

(単位:円)

勘定科目	年間予算額			内容
	公益目的事業会計 (集会・研修・地域活動)	法人会計 (役員会等支部の運営)	合計	
収 益	支部受取会費	111,000	111,000	支部会費 444名(@500×444人=222,000)
	参加料収入			集会等参加料
	負担金収入			協力負担金
	受取寄付金			寄付金
	受取利息			預金の利息
	支部活動費収入	334,000		支部活動費収入
	雑収益			
	雑収益			図書販売手数料 その他上記に当てはまらない収入
	収益計(A)	445,000	111,000	556,000
	費 用	報酬	148,000	
旅費交通費		104,000	131,000	旅費(乗車券代・宿泊代・タクシー代・役員会旅費・日当など)
通信運搬費		40,000	5,000	切手代・電話代・インターネット・宅急便・振込手数料
消耗品費		20,000	5,000	文具・封筒・コピー用紙・プリンターインク・ファイル・ゴミ袋・お花など
修繕費				修理代・保守料
印刷製本費		20,000	80,000	コピー代・冊子やチラシ・宛名シールの印刷代
光熱水費				電気・ガス・水道・灯油
賃借料		10,000	6,000	集会・研修・役員会などの会場代・機器レンタル料・クラウドストレージ代
需用費		30,000		昼食代
租税公課		3,000		税金
委託費		15,000		クリーニング代
渉外費		4,000		お土産代
雑費			3,000	残高証明発行手数料 他上記に当てはまらない費用
費用計(B)		394,000	230,000	624,000
利益(A-B)		51,000	▲119,000	▲68,000
期首残高		200,000		前年度繰越金
期末残高		251,000	▲119,000	132,000 次年度繰越金

令和7年度柏崎支部役員・委員名簿（案）

役職名	氏名	所属	職能	期間
支部長	熊木 綾子	国立病院機構新潟病院	看	1年
副支部長	下條 光寿	訪問看護ステーションつくし	看	2年
書記長	村山 瑞恵	国立病院機構新潟病院	看	1年
書記	前川 絹絵	柏崎市役所	保	2年
会計責任者	伊藤 恵子	柏崎市役所	保	2年
職能責任者	相田 唯	柏崎地域振興局	保	1年
職能責任者	茂野 真実	柏崎総合医療センター	助	2年
職能責任者	俵山 俊誠	国立病院機構新潟病院	看	1年
教育委員	相澤 美奈子	柏崎厚生病院	看	1年
教育委員	渡邊 真砂美	柏崎市役所（元気館）	保	2年
教育委員	村田 麻衣	国立病院機構新潟病院	看	2年
教育委員	丸山 則子	柏崎総合医療センター	看	1年
推薦・広報委員	尾崎 美歩	柏崎厚生病院	看	2年
推薦・広報委員	押見 早恵	柏崎市役所（元気館）	保	2年
推薦・広報委員	桑原 小織	国立病院機構新潟病院	看	1年
推薦・広報委員	佐藤 典子	柏崎総合医療センター	看	1年

会議構成メンバー

4 役会議	支部長 副支部長 書記長 書記 会計責任者
役員会	支部長 副支部長 書記長 書記 会計責任者 職能責任者
委員会	教育委員 推薦・広報委員

柏崎支部 役員等選出表

【 輪 番 制 】

〔支部長、書記長〕

会員数の多い、柏崎総合医療センター、新潟病院、柏崎厚生病院、市役所

〔副支部長〕

柏崎総合医療センター、新潟病院、柏崎厚生病院、市役所、その他会員のグループ、刈羽村または柏崎地域振興局福祉部

〔書記、会計責任者〕

会員の多い、柏崎総合医療センター、新潟病院、厚生病院、市役所

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
柏崎総合医療センター	市役所		新潟病院		柏崎厚生病院	
新潟病院		柏崎厚生病院		他会員		柏崎総合医療センター
柏崎厚生病院		柏崎総合医療センター		市役所		新潟病院

〔通常集会 議長団選出〕

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
議長団 各1名 計2名	柏崎総合医療センター	柏崎厚生病院	市役所	新潟病院	柏崎地域振興局	柏崎総合医療センター	柏崎厚生病院
	市役所	新潟病院	柏崎地域振興局	柏崎総合医療センター	柏崎厚生病院	市役所	新潟病院

〔日本看護協会通常総会に参加する柏崎支部代議員候補者推薦選出〕

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
代議員 予備代議員	柏崎厚生病院	柏崎総合医療センター	市役所	新潟病院	他会員 柏崎振興局	柏崎厚生病院	柏崎総合医療センター

*令和7年度 代 議 員 仙田 さおり 氏 (柏崎厚生病院)

予備代議員 野崎 敦子 氏 (柏崎厚生病院)

令和7年度 柏崎支部入会者数

所 属	保健師	助産師	看護師 (准看護師を含む)	計
厚生連柏崎総合医療センター	7	11	191	209
独立行政法人 国立病院機構新潟病院			48	48
独立行政法人 国立病院機構新潟病院附属看護学校			6	6
立川メディカルセンター 柏崎厚生病院			40	40
関病院			2	2
佐藤医院			4	4
木村内科循環器医院			2	2
リケン診療所			1	1
新潟県看護協会 訪問看護ステーション つくし			8	8
柏崎市刈羽郡医師会 柏崎メジカルセンター	2			2
新潟県柏崎地域振興局健康福祉部	3			3
柏崎市役所	33			33
刈羽村役場	3			3
個人	3	1	36	40
合計	51	12	338	401

- ・新潟県看護協会から送付を受けた名簿（令和7年4月28日受理）をもとに集計した。
- ・柏崎市役所は、柏崎市役所介護高齢課、柏崎市元気館の合計を表示した。

新潟県看護協会柏崎支部運営規約

公益社団法人新潟県看護協会（以下「県協会」という。）が定款に規定する事業目的を実現するため、地域に設置する組織の構成および運営について必要な事項を定める。

（名称）

第1条 組織の名称は、公益社団法人新潟県看護協会柏崎支部（以下「支部」という。）という。

（組織）

第2条 柏崎刈羽地域に勤務または住所を有する県協会の会員をもって組織する。

（目的）

第3条 県協会の連携のもとに、職業倫理の向上を図り、看護に関する専門的教育研修ならびに学術の研究に務めることにより、地域住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事務所）

第4条 事務所は、支部長が所在する施設または住所に置く。

（会員管理）

第5条 会員の管理は、県協会の資料により作成される会員名簿により行う。

- 2 会員名簿は常時事務所に備え置かなければならない。
- 3 会員名簿により取得された情報は事務所で管理し、会員管理のために利用する以外、他に利用してはならない。併せて、個人情報保護法および県協会関係規定を遵守し管理しなければならない。

（資産）

第6条 資産は、支部会費、支部活動費、その他の収入をもって構成する。

- 2 資産の管理は支部長が行う。
- 3 資産のうち、現金の管理は金融機関を利用して行う。現金を除く資産の管理方法は集会の承認を得て別に定める。

（支部会費）

第7条 支部会費は、県協会から配賦される金額をもって支部会費とする。

（支部活動費）

第8条 支部における事業活動の資産とするため、会員から支部活動費を徴収することができる。

- 2 徴収金額は、支部活動に必要とする金額を限度として、集会で決議する。

(事業年度)

第9条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(活動)

第10条 本運営規約および県協会定款に定める目的を実現するために、支部において事業を執行し、歳入歳出を経理する。

(事業計画・予算および決算)

第11条 事業計画および予算は支部長が作成し、県協会の承認を得なければならない。
2 決算は、支部資料により県協会に依頼する。

(集会)

第12条 会員で構成する集会を開催する。
2 集会は通常集会と臨時集会とし、開催時期は別に定める。
3 集会における議決事項および報告事項は次のとおりとする。
(1) 議決事項
ア 事業報告及び収支決算
イ 事業計画及び収支決算
ウ 支部運営規約の改正
エ 支部組織及び役員選任
オ 集会において発議され、動議として成立した事項
カ その他集会において承認が必要と認められる事項
(2) 報告事項
ア 活動報告
イ その他集会において報告が必要と認められる事項

(集会の招集)

第13条 支部長は毎年1回通常集会を招集するほか、必要に応じ臨時集会を招集する。
2 集会を招集する場合は、集会の日時、場所、および目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに会員に通知しなければならない。

(集会の定足数および決議)

第14条 集会は、会員数の1/2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、過半数の同意で議事を決する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(集会の議長)

第15条 議長は、集会に出席した会員の中から選出する。

(集会の議事録)

第16条 集会の議事については、県協会定款の規定に準じた議事録を作成するものとする。

(役員)

第 17 条 支部に以下の役員を置くものとし、会員の中から選出する。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 1 名
- (3) 書記長 1 名
- (4) 会計責任者 1 名
- (5) 保健師、助産師、看護師 I 及び II の職能責任者 各 1 名

2 円滑な支部活動を展開するため第 1 項に加え、以下の役員および委員会を置く。

- (1) 役員
 - ア 書記 1 名
- (2) 委員会
 - ア 教育委員 4 名
 - イ 推薦・広報委員 4 名

3 会議、委員会の組織運営は、支部において別に定める。

(役員職務)

第 18 条 支部長は、支部を代表し業務を統理する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときまたは支部長が欠けたときは、支部長の職務を代理し、またはその職務を執行する。
- 3 書記長は支部長を補佐し、書記に関する業務を分掌する。
- 4 会計責任者は支部長を補佐し、会計に関する業務を分掌する。
- 5 職能責任者は支部長を補佐し、それぞれの職能に関する業務を分掌する。

(役員任期)

第 19 条 役員任期は、選任された通常集会終了の翌日からその翌々年に開催される県協会通常総会の日までとする。

- 2 役員任期満了による場合、後任者が就任するまでの期間は、なお従前の役員がその職務を行う。
- 3 任期終了後の再任は妨げない。ただし、同一の役職に就任する場合は 6 年を超えることはできない。

(費用弁償)

第 20 条 役員および会員が支部の業務に従事した場合は、日当および旅費を支給するものとし、その金額は以下のとおりとする。

- (1) 日当
 - ア 半日 (3 時間未満) 1,000 円
 - イ 一日 (半日以外) 1,500 円
- (2) 旅費

原則として公共交通機関利用による旅費の実費

(3) 通信費

業務のため、個人の負担で電話を利用した場合は実費を支給する。実費の額が不明の場合は1回当たり100円とする。

- 2 第1項以外の講師等に費用弁償を行おうとする場合は、予め支部長の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第21条 この規約の制定および変更は、集会において決議を得た後、県協会の承認を得なければならない。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日作成
令和元年6月29日改正

研修活動

教育委員主催

「災害医療・看護のあれこれ～リスクを知って備えよう」

開催日 2024年6月15日（土）

柏崎支部合同委員会時の研修で災害時の災害看護を理解することを目標とし、新潟県看護協会柏崎支部の通常集会の第1部の後に第2部として開催した。日頃の看護に役立つテーマとして災害医療を選定し講演形式で実施した。先生は厚生連柏崎総合医療センター看護師長の行田由香様に依頼した。行田由香様は国際医療福祉大学大学院保健医療学専攻「災害医療分野」修士課程修了、日本DMAT隊員である。

講演内容は災害とは何か、からはじまり、災害の種類や災害のイメージ、具体的に柏崎市におけるリスクの高い災害、ハザードマップ用いた水害についての説明もあった。また、災害時の個人や組織としての役割を学ぶことが出来た。災害看護として7つのポイント CSCATTT（災害時の組織体制と医療支援の7つの原則の頭文字をとった言葉）について説明があった。CSCATTTは、発災直後の混乱した現場では、より多くの傷病者に対して最善が尽くせるように、どんな現場においても体系的な対応が必要であり災害時に対する備えの必要性について講演だった。

アンケートには「災害に関する対策や備え、起きたときにどうすれば良いかがよく分かった」「準備の必要性が理解出来た」「個人として組織として行なうことを分かりやすく説明され理解出来た」「実際の体験の話があり興味深かった」等、参加者の評価は高かった。研修会の内容・講師選択・研修内容を活かせるかの全ての項目で評価は良かった。そのため研修の目標は達成したと考える。

（独立行政法人国立病院機構新潟病院 廣川 勝也）



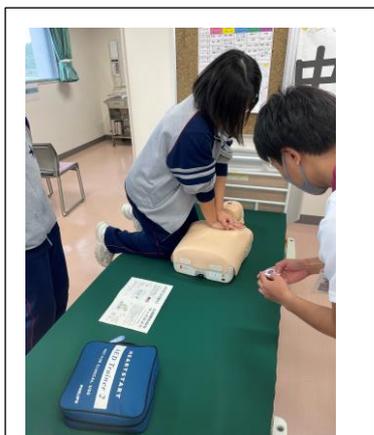
「中学生看護体験」

開催日 2024年10月26日（土）

昨年と同様、柏崎地域在住の中学生を対象とした看護体験を行った。看護師としての将来をイメージしやすくなるよう、新潟病院附属看護学校の看護学生が使用している物品や実習室をお借りして開催した。内容は、手洗い・包帯・聴診・白衣着用・記念撮影・バイタルサイン測定・赤ちゃんのオムツ交換・点滴・AED・心臓マッサージ体験を看護師や保健師がサポートして行った。

体験後のアンケートでは、中学生は、体験を通して看護師は大変な仕事なんだと感じた反面、自分も人の役に立ちたいと思った。将来、看護師になりたいと思った。など将来を見据えた前向きな感想が多くあり、看護体験を通して看護師や保健師のやりがいや魅力を伝えることができた。

(独立行政法人国立病院機構新潟病院 桑原 小織)



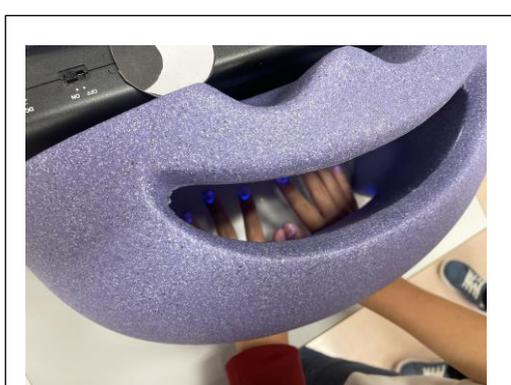
心臓マッサージ



バイタルサイン測定



赤ちゃんのオムツ交換



手洗いチェック

「災害食づくり ～パッククッキングに挑戦～」

開催日 2025年2月22日（土）

今年度、三職能合同研修会として柏崎地域在住の保健師、助産師、看護師とその家族（小学生以上）を対象に、柏崎市食生活改善推進員の3名の方からパッククッキングについての研修会を実施した。パッククッキングは災害等で水やガス、電気等のライフラインが止まっても、洗い物が少なく温かい食事を作ることができる、アレルギー除去食や離乳食づくり等にも使える等のメリットがある。今回の研修では、講師に大豆とひじきの煮物の作り方を実演いただいた後、参加者全員でカレーライス、ポテトサラダを作った。



講師によるパッククッキングの実演



小学生のご家族様にもご参加いただきました

研修後のアンケートでは、「イメージだけだとわかりづらいが、実際にやってみてよかった。」「防災セットを見直そうと思いました。」「本当になっても役立ちそう。」「災害時にいろんなものが食べられそう。」等の感想があった。パッククッキングは空気を抜く、鍋底に袋がつかないようにする等のポイントもあり、初めてでは戸惑うこともある。本研修を通じて、災害時に慌てることなくスムーズに調理でき、災害への備えの一歩になったと考えられる。

（新潟県柏崎地域振興局健康福祉部 相田 唯）



←大きめのお鍋で4～5人前を同時に調理しました。今回作ったカレーやポテトサラダは長期保存が可能な缶詰やパウチ食材を使用しました。

→研修では災害をイメージし、チラシを折った紙皿にパッククッキングの袋をかぶせていただきました。

